

子ども・若者のウェルビーイングと教育福祉

辻 浩

Relation between Well-being for Children and Youth and Educational Welfare

Yutaka TSUJI

Abstract: Aim in this paper is to clarify development and problem in Educational Welfare. I hope to strengthen Well-being for Children and Youth which Dr. Takahashi Shigehiro introduces from Canada.

I clarify development in Educational Welfare as follows. “Equality of chance for education” at educational reform after World War II / Start in educational welfare study/ Development in educational welfare study/ “Pedagogy for liberation” and declaration for learning right/ Decline of interest in poverty and mental support/ Educational welfare against Economical gap, poverty, social exclusion.

I point out problems in Educational Welfare as follows. First, material problem needs reduction of educational expense, impartially secondary school, support for family bringing up children, training of teachers and school social workers. Second, value problem needs to spread cooperative philosophy, basic legal rights of labor and community development for welfare.

Key words: well-being for children and youth, educational welfare, equality of chance for education, pedagogy for liberation

1. 本論の目的

1947年に制定された児童福祉法は、すべて子どもの福祉を積極的にすすめる理念にもとづくものであった。しかしその実態は、浮浪児や戦災孤児、引揚孤児への対応を中心に救貧的な視点にもとづくものであった。その後、母子家庭の支援や障害のある子どもにかかわる施策が加わるが、社会福祉全体がそうであったように、そこでも救貧的な性格が依然として強かった。しかし、1990年代に入ると、少子化や虐待問題が注目され、子育て支援や家族再統合を含め、幅広い視点をもつ子ども家庭福祉に脱皮していく。

このようなパラダイム転換をもたらしたのは、子どもの権利保障の先進国で政策化され、高橋重宏氏によって日本に紹介されたウェルビーイングの思想と実践であった。子どもの人権尊重と自己実現の保障を合わせて追求するウェルビーイングは、子どもの保護を重視するウェルフェアに代わって、児童福祉サービス、トリートメント・サービス、インターベンション・サービス、少年犯罪者サービス、ヒューマンサービス（教育、健康、レクリエーション、児童ケア）

を総合的に提供しようとするものである。それは子どもが抱える問題に対して、事後的に、供給サイド中心の考え方で取り組むのではなく、予防や主体形成の視点から、利用者の権利を尊重した取り組みを生み出すものであり、「子どもの最善の利益」を追求する「子どもの権利に関する条約」（1989年）に通じるものであった。また、1994年の国連・国際家族年では、「個人と社会のウェビーイングのために家族を助長する」ことがめざされた¹⁾。

このようなウェルビーイングの思想と実践に連動する動きは、教育学の領域でもあった。教育学は子どもの生活基盤と切り離された学校での実践に関心があると思われがちであるが、伝統的に子ども理解にも関心をもってきた。とりわけ、教育福祉の流れは、子どもの貧困な生活環境に注目して、教育問題を考察してきた。そして今日、格差拡大や貧困、社会的排除の実態が明らかになる中で、さまざまな角度からアプローチされるようになってきている。本論では、そのような教育福祉の展開を整理し、高橋重宏前学長が残された業績との対話の緒にしたい。

2. 戦後教育改革と「教育の機会均等」

戦後教育改革の一つの柱は「教育の機会均等」である。1947年に制定された教育基本法では、第3条で、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、門地によって、教育上差別されないと規定され、同条2項で、経済的な理由による就学困難をなくすために国や自治体は奨学の方法を講じなければならないとされた。2項の規定から、「教育の機会均等」の方策として、奨学金制度の充実や生活福祉資金の教育支援資金の活用、生活保護世帯の教育費無償化、準要保護世帯への就学援助制度がイメージされやすいが、それだけではない。

子どもの生活環境の不十分さを補うために学校給食や学校保健の仕組みがつくられ、1954年に学校給食法が、1958年に学校保健法（2008年に学校保健安全法に改正）が制定された。また、戦後の中学校はすべての子どもが平等に通うことができる義務教育となり、高等学校では、高校三原則と呼ばれた男女共学制、小学区制、総合制の導入、さらには定時制や通信制の高校が設置された。これらの方策によって、中等教育の教育格差をなくすそうとしたことに戦後教育の大きな特徴がある。戦後の新制中学校を初めて卒業した者の高校進学率（1950年3月）は全国平均で42.5%、女子だけだと36.7%であり、戦後の高校進学はその水準からはじまった²⁾。先述の教育費問題だけではなく、これら全体が「教育の機会均等」の方策なのである。

3. 教育福祉の発見

1950年代後半からはじまる高度経済成長にともなって、高校進学率が急激に上昇した。しかし、そのような中で、養護施設で暮らす子どもや中学卒業後すぐに集団就職する過疎地の子どもたちは取り残されることになった。このことを問題としてとらえたのが、教育福祉論である。

教育福祉論は、1960年代後半から70年代に、小川利夫氏によって提唱された³⁾。小川氏は教育福祉を「教育と福祉の谷間」の問題ととらえ、具体的には、夜間中学生や中卒集団就職の

若者、養護施設で暮らす子どもの生活実態と学習・発達に注目した。また、教育福祉を、貧困だけではなく差別や障害にかかわる問題であるととらえて、同和教育や障害児教育も扱う必要があると指摘された。

教育福祉を考えるにあたって重要なことは、江口英一氏の貧困研究に学びながら、不安定層の増大という新しい状況をとらえて提起されたことである。高度経済成長の真っ只中で、貧困から解放されたという気運が広がっていたにもかかわらず、教育福祉はそれに迎合せず、不安定層の増大という視点を導入することで、明らかな困難を抱えている子ども・若者だけでなく、表面的には問題を抱えていないように見える子ども・若者にもかかわる問題として設定された。

また、小川氏の教育福祉論はその時代の現象をとらえて提起されただけではなく、日本の教育と福祉の歴史をふまえたものであったことも重要である。教育においては正規の学校教育を受けられない青年層や貧困、病弱、障害を抱えた子どもを対象にした社会教育が形成され、社会福祉の前身としては感化救済事業によって教育的救済を中心にした流れがあったことが明らかにされた。すなわち、教育や福祉が歴史的に発展していく過程で、中間的なものとして教育福祉が位置づいてきたことを示したのである。

4. 教育福祉の展開

教育福祉問題は、養護施設で暮らす子どもや中学を卒業してただちに就職した子どもたちが高校進学をしていないことだけではなく、さまざまな就学上の困難への関心を呼び起こした。1950年代後半から60年代には義務教育費全額国庫負担の運動が始まり、私費負担の抑制や欠席日の給食費半額返還、学校への寄付の廃止などが実現していった。そのような運動を背景に高校全入運動が取り組まれ、多くの新設校が生まれた⁴⁾。

また、1960年代には、不就学をなくす運動が盛んになり、障害のある子どもたちの就学猶予・免除制度の廃止が訴えられた。その理論的背景になった発達保障論では、すべての子どもの発達の共通性や個と集団と社会をつなぐ発達観が提起された⁵⁾。

学校教育において、このような教育福祉問題を解決しようという動きがあったものの、学校教育システムの中では能力主義にもとづく輪切り・選別の教育が行われ、その教育を受け入れることで階層を上げることが一定程度可能であった。したがって、一般的な家族は子どもの教育費を支出することに大きな疑問を感じることなく、その負担に耐えることが一般的になっていった。

このような学校における教育福祉問題だけでなく、社会教育でも教育福祉問題を意識した実践が取り組まれた。1950～60年代には、高校進学を断念せざるをえなかった農業青年や勤労青年に対して、高校の代替機能をもつ青年学級が開設された⁶⁾。その後1970年代に入ると、障害のある人たちの青年学級が開設され、その延長線で、公共施設の喫茶コーナーで障害のある人が働くことが展開され、共生社会の創造に貢献することになった⁷⁾。

1970年代から80年代にかけては、公民館に保育室を設けて、小さな子どもを育てている親に学びと仲間づくりの機会を提供したことも教育福祉の視点にもとづくものといえる。そこで

は、小さな子どもを育てている時期だからこそ学びたいことがあるのに、子どもがいるためにかなえられない問題が解決された⁸⁾。また、日本語学習をはじめさまざまな生活課題をもつ外国籍市民に対する支援を提供するとともに、民族としてのアイデンティティを尊重し、交流しようという取り組みがなされてきた⁹⁾。日本語学習は外国籍市民だけでなく、貧困や障害、不登校のために教育機会から排除されてきた人々への取り組みとしても行われ、そこではスタッフとの共感的な関係がつけられてきた¹⁰⁾。

さらに1990年代には、育児の負担を重く感じる親が仲間をつくる子育てサロンや子育てサークルが社会教育で生まれた。子育ての情報や技術を学ぶのではなく、一緒に子育てをしている仲間としてお互いに受けとめ合う関係をつくることに主眼がおかれ、そのことで地域の中で安心して子育てができるようにすることがめざされた¹¹⁾。

5. 「解放の教育学」と学習権宣言

このような日本における教育福祉論を後押しするような国際的な流れもあった。ブラジル出身の教育学者 P. フレイレは、発展途上国で抑圧されている人々のための教育のあり方を「解放の教育学」として提起した。ここでは「課題提起教育」が重視され、学習の方法として「対話」や「行動と省察」が用いられた¹²⁾。また、イタリア出身でユネスコの生涯学習部門の責任者となった E. ジェルピは、フレイレの主張に共鳴しながら、生涯学習にかけられる権力者からの抑圧を自覚して、「自己決定学習」の重要性を提起した¹³⁾。

このような議論と連動して、1972年に開催されたユネスコ第3回国際成人教育会議（東京会議）では、学習機会から排除された「忘れられた人々」への重点的なサービス提供が主張され、1985年の第4回国際成人教育会議（パリ会議）では、「学習権」が宣言され、「学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人間を、できごとのなすがままに動かされる客体から、自分たち自身の歴史を創造する主体へ変えるものである」（藤田英雄 訳）とされた。

6. 貧困への関心の後退と心理的支援

このような国際的な議論は日本には十分に紹介されず、高校全入運動や不就学をなくす運動も多く国民が関心をもつものにはならなかった。一般的には、高度経済成長とその後低成長期に入ったとはいえ経済大国となった中で、貧困への関心は後退していった。

1970年代後半にアメリカで「アンダークラス論」や「援助に値しない貧困な人々（The Undeserving Poor）」など貧困を敵視する議論が大きくなり、新自由主義的な路線をとっていた80年代の日本でもその主張が受け入れられたのである。また、1980年代後半には、高齢社会への対応として、「救貧」を中心とした特別な人の課題として福祉をとらえるのではなく、すべての人にかかわる課題であるといわれるようになった。

さらに、1980年代から注目されはじめた不登校やいじめに対して、90年代に入ると、臨床心理を学んだ人がスクールカウンセラーとして学校に配置されるようになった。スクールカウ

ンセラーは困難を抱えた子どもの心を支えることに第一義的な関心があり、経済的・社会的な視点から支援していくことはあまり注目されなかった。また、児童福祉分野でも虐待問題への対応が重要な課題となったが、そこでも臨床心理の方法で支援することが中心となった。

このようにして、教育の分野でも社会福祉の分野でも貧困の位置づけが低くなるとともに、子どもの生活問題を社会的・階層的にとらえる視点が弱くなり、教育福祉はあまり注目されなくなった。

7. 格差拡大・貧困・社会的排除と教育福祉

1990年代半ば以降、日本において所得格差が拡大しているとの理解が広まった¹⁴⁾。そのような中で、教育格差が広がっていると同時に、教育格差が所得格差を再生産していることが指摘された¹⁵⁾。また、2000年代に入ると、経済的な困難を抱えた家庭の親の生育史と現在の子育ての困難をトータルにとらえ、「貧困の世代的再生産」の様子が今日的に描き出された¹⁶⁾。さらに、経済的な困難が社会参加を難しくし、意欲の減退も含めたさまざまな困難を生み出している状況を社会的排除の問題として議論されるようになった¹⁷⁾。

このような状況の中で、意欲を育む教育、高校生の当事者運動、定時制高校の実践、就学援助制度の実態、貧困に立ち向かう高校など、貧困現実の中での教育保障の課題が提起されるようになった¹⁸⁾。また、厳しい暮らしの中で、困難を抱えた若者がどのようにふんばっているかということの分析もなされている¹⁹⁾。

また、学校以外での子ども・若者の教育では、不登校や引きこもりへの支援や²⁰⁾生活保護家庭で育つ子どもたちにかかわる活動が教育福祉にかかわって登場してきている²¹⁾。また、児童養護施設で育った若者たちが居場所をつくり、お互いに支え合う関係をつくっていることも学校外教育的な教育福祉実践といえることができる²²⁾。

このような学校外教育における困難を抱えた子ども・若者の学びの実践は、年齢が高い中途障害者の地域リハビリ交流会や²³⁾ホームレス支援の一環としてのたまり場づくり²⁴⁾、生活保護世帯の大人の自立支援などの実践²⁵⁾などと連動して、社会教育・生涯学習としての教育福祉実践をかたちづくりつつある。

8. ウェルビーイングと教育福祉の条件整備的課題

子ども・青年のウェルビーイングと教育福祉をすすめる上での条件整備的課題としては、次のことがあげられる。これらは財政的な負担をとともなうことであり、途方もないことのように思われるかもしれないが、先進諸国では取り組まれていることであり、日本における「人生前半期の社会保障」の弱さ²⁶⁾を克服するために避けられない課題である。

第1に、家庭が負う教育費の負担を減らし、家庭の経済力で教育から排除される子ども・若者をなくすことが求められる。そこでは、小中学校における私費負担をなくすこと、高校の授業料を無償にし私立高校の場合も減免すること、奨学金に給費制度を導入するなど制度を充実

させること、就学援助制度に国が関与して充実させること、高等教育機関の授業料の低減や資格取得への財政的支援を行なうことなどが課題となる。

第2に、差別的な高校の再編を行ない、どの高校で学んでも将来が見通せる体制を整えることが求められる。そこでは、できるだけ学区を小さくして高校間階層を縮めること、普通教育と生産教育を結びつけ現代社会を総合的に学ぶことで進路のイメージをリアルにもつこと、定時制高校や通信制高校を充実させ学び直しの機会をもてるようにすることなどが課題となる。

第3に、子育てを行なっている家庭の生活を支援することが求められる。そこでは、親の就労保障や就労支援を行なって社会参加と自己実現をする機会を確保するとともに家庭の経済基盤を安定させること、保育所や学童保育を充実させ子どもの発達と親の就労保障を同時に実現すること、子どもの健康を守るために医療費の負担を少なくするとともに食生活を充実させることなどが課題となる。

第4に、子ども・若者と家族の状況に気を配る専門職の充実と当事者が権利主体になることを促進することが求められる。そこでは、子どもたちが主張をぶつけ合える集団づくりをするために教師にゆとりを与えること、子どもを取り巻く関係を調整するスクールソーシャルワーカーを養成し配置すること、子どもと家族が自分たちに発達する権利と生活する権利があることを学びその実現を求めるようにすることなどが課題となる。

9. ウェルビーイングと教育福祉の価値的課題

子ども・青年のウェルビーイングと教育福祉をすすめるための課題としては、上記の条件整備だけではなく、次のような価値的課題も重要である。これに関しては、各地でさまざまな取り組みがはじまっているが、本論では紙幅の関係から、項目だけをあげておく。

第1に、競争原理に対抗しうる共同原理を高め、それを個人の所得確保や地域の経済循環まで含めた生活スタイルにしていくことが求められる。そこでは、子育てを通した共同や学校の運営を通した共同を経験しながら大人が育つこと、共同的な仕事を広めて働くことのイメージを変えていくこと、共同的な仕事に協力する市民や行政の姿勢を引き出し自立にたどり着く仕事にしていくことなどが課題となる。

第2に、労働に関するルールを一般常識化し、その遵守をすすめることが求められる。そこでは、高校において労働の意味や労働法規をこれからの人生で遭遇する可能性の高い具体的なケースに即して学ぶ機会を設けること、職場での不当な扱いに対して仲間とともに権利を主張し交渉するという発想をもち実際に行動すること、総じて労働についての主権者意識をもちその具体的な行使を学ぶことなどが課題となる。

第3に、貧困や生活困難がメジャー化している中であって、その解決を地域づくりの柱にすることが求められている²⁷⁾。これまで、地域づくりの中心は地域経済の活性化であったり、地域文化の育成であり、福祉の課題は深刻ではあるが一部の人にしかかわらないこととして、位置づけが弱かった。しかし今日、福祉を必要とする人が増え、それにとまらぬ雇用も生まれている。また、福祉サービスを利用する人が地域での暮らしをすれば、地域の経済循環も発生

する。子ども・青年の教育福祉にかかわってさらに言えば、福祉と地域づくりを結びつけることは、各人が将来の仕事やライフスタイルにもかかわらせて考えることができる課題であり、人口減少に歯止めをかける可能性もある。

注

- 1) 高橋重宏『ウエルフェアからウエルビーイングへー子どもと親のウエルビーイングの促進：カナダの取り組みに学ぶー』川島書店、1994年。
- 2) 佐々木享『高校教育論』大月書店、1976年。佐々木享『高校教育の展開』大月書店、1979年。
- 3) 小川利夫「教育と福祉の間ー教育福祉論序説ー」小川利夫・土井洋一編著『教育と福祉の理論』一粒社、1978年。その後、小川氏の教育福祉論は『教育福祉の基本問題』（劉草書房、1985年）や『社会福祉と社会教育ー小川利夫教育論集 第5巻ー』（亜紀書房、1994年）でまとめられている。
- 4) 小川利夫・伊ヶ崎暁生編著『戦後民主主義教育の思想と運動ー高校全入運動の総括と課題ー』青木書店、1971年。
- 5) 田中昌人・清水寛編著『発達保障の探求』全国障害者問題研究会出版部、1987年。
- 6) 小川利夫『青年期教育の思想と構造』劉草書房、1978年。
- 7) 小林繁編著『君と同じ街に生きてー障害をもつ市民の生涯学習・ボランティア・学校週5制ー』れんが書房新社、1995年。
- 8) 国立市公民館保育室運営会議編『子どもを育て自分を育てるー国立公民館「保育室だより」の実践ー』未来社、1985年。
- 9) 新海英行・加藤良治・松本一子編著『在日外国人の教育保障ー愛知のブラジル人を中心にー』大学教育出版、2002年。
- 10) 添田祥史「学習を権利で保障するということー釧路自主夜間中学『くるかい』の現場からー」『社会教育・生涯学習研究所年報 第6号ー憲法・地域づくり・社会教育ー』2010年。
- 11) 貝塚子育てネットワークの会編『うちの子よその子みんなの子ー本音の付き合い、だから20年続いているー』ミネルヴァ書房、2009年。
- 12) P. フレイレ『被抑圧者の教育学』亜紀書房、1979年。
- 13) E. ジェルピ『生涯教育ー抑圧と解放の弁証法ー』東京創元社、1983年。
- 14) 橋木俊詔『日本の経済格差』岩波新書、1998年。
- 15) 荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』中公新書、1995年。
- 16) 青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困ー生活保護受給母子世帯の現実ー』明石書店、2008年。
- 17) 岩田正美『社会的排除ー参加の欠如・不確かな帰属ー』有斐閣、2008年。
- 18) 宮下与平衛編著『子ども・学生の貧困と学ぶ権利の保障ー貧困の実態と教育現場のとりくみー』平和文化、2010年。

- 19) 乾彰夫『18歳の今を生きぬくー高卒1年目の選択ー』青木書店、2006年。
- 20) NPO 法人文化学習協同ネットワーク『コミュニティ・ベーカーリー風のすみかによるこそーニートから仕事の世界へー』ふきのとう書房、2005年。
- 21) 埼玉県アスポート編集委員会編『生活保護 200万人時代の処方箋ー埼玉県の挑戦ー』ぎょうせい、2012年。
- 22) NPO 法人日向ぼっこ編『日向ぼっここと社会的養護ー施設で育った子どもたちの居場所ー』明石書店、2009年。
- 23) 辻浩『住民参加型福祉と生涯学習ー福祉のまちづくりへの主体形成を求めてー』ミネルヴァ書房、2003年。
- 24) うてつあきこ『つながりゆるりとー小さな居場所「サロン・ド・カフェこもれび」の挑戦ー』自然食通信社、2009年。
- 25) 釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会編『希望をもって生きるー生活保護の常識を覆す釧路チャレンジー』全国コミュニティライフサポートセンター、2009年。
- 26) 広井良典『持続可能な福祉社会ー「もうひとつの日本」の構築ー』ちくま新書、2007年。
- 27) 辻浩「社会的排除の克服と地域づくりー教育福祉と自治能力形成の統合ー」島田修一・辻浩・細山俊男・星野一人編著『人間発達の地域づくりー人権を守り自治を築く社会教育ー』国土社、2012年。